

外務省編纂  
外務省藏版

# 日本外交文書

明治  
年間

追

補

第

一冊

日本國際聯合協會發行

## 凡 例

一 昭和十一年『日本外交文書』第一巻を刊行して以來、事變、戦争が續き、その間外務省廳舎は再度の火災に遇ひ、これがため記録の焼失したものも少くないが、記録以外の調査書類にして幸ひ残存したものの中には焼失記録の漏を填め、缺を補ふに足ると認められる記述があるので、これらの記述を一括して『日本外交文書』の明治年間追補として茲にその第一冊を上梓することとした。

二 追補第一冊に於ては日清交際史提要と露獨佛三國干渉要概とを収録することとした。  
本來この兩者は別個のものであるが、右は全く便宜上の取扱たるに過ぎない。

三 日清交際史提要は多年北京公使館に勤務した中島雄書記官が、本省に於て、明治維新以降北清事變の發生に至る日清關係の主要なる諸事件を、外交文書等に基いて、明治四十一年十二月編纂した調書であり、未だ印刷せられることなく、寫本として傳はつてゐる。本書の寫本中には全文平假名の異本も存するが、収録に際し、中島書記官の自筆本を底本とした。

本書の價值は、日清關係の諸件に關し、重要な外交文書を隨處に引用して居り、既に刊行せられた『日本外交文書』の日清交渉の缺を補ふ部分もあり、又日清關係の史實を簡潔に解説して明白ならしめて居る點も少くないといふところに在る。例へば本書第七編に、明治七年七月十五日附在清國柳原公使に對し、田邊外務省四等出仕の携行した臺灣事變の解決のための訓令即ち清行覽書（及び在清談判要件）を載せて居るが、これは

『大日本外交文書』第七卷の第九五文書の訓令とはその形式及び行文に於て稍相異なるものがあるので、兩者を對照すれば問題の理解に裨益するところ鮮しとしないであらう。

又『日本外交文書』第十八卷に、英國軍艦朝鮮巨文島占據一件を、關係記録の焼失の故に、外務省編『日英外交史』に基き、數文書を収録しているに過ぎないが、本書第十五編中、巨文島事件をめぐる日清兩國間の善後商議の始末が比較的詳細に記述されているのも特色である。

四 露獨佛三國干渉要概はその内容専ら三國干渉に限定せられ、外交文書に基いて編纂された秘本である。本書のできた正確な時期は分らないが、三國干渉の行はれた時から餘り隔つてゐないものと推定せられる。

明治二十八年六月一日附を以て伊藤首相より陸奥外相宛の書翰に左のようなものがある。

「其後貴悉如何可成御静養相願度候陳者御送附之三國干渉要概半分計り一讀仕候處文字穩ならざる處往々發見仕候に付若し未だ派出之使臣に御配送無之事に候得は御見合置可被下候得拜晤篤と御相談可仕候言論を幾微之間に慎候事は國家之利益を保護するに於て尤必要と奉存候萬一漏洩する時は頗大事と存候故特に内地に於ては目下は必御秘し相成度候早々頓首」

即ち、三國干渉要概は明治二十八年六月一日以前既に本省に於て印刷せられ、その配布が問題となつたことを物語つてゐる。

五 収録した編纂物は原書を忠實に謄寫し、少しも改竄を加へる等のことをしなかつた。假名使や翻譯用語等の區々たるものがあるが、すべてそのままにして置いた。

昭和三十七年十月

編 者 誌

日本外交文書

明治  
年間

追補  
第一冊

目次

一 日清交際史提要

二 露獨佛三國干涉要概

一  
日清交際史提要

## 序

明治四十年四月十七日余ハ外務省ヨリ二年ヲ期シ當初ヨリ三十三年義和拳騷亂ノ發生前ニ至ル日清交際ノ次第ヲ叙列スヘキヲ囑託セラル蓋シ余ハ十一年十二月初三日初メテ北京公使館ニ着任シ十六年十二月賜暇歸朝翌十七年八月三十一日歸任以來總署ト照會函啓往復ノ主稿又本省及ビ在清我領事ト往復スル公使若クハ臨時代理公使主稿ノ機密信謄寫又ハ主稿其外公信等ヲ主稿セシノミナラズ開館以後ニ發生セシ實際案件ノ書類ヲ嘗テ整理又ハ編纂シ三十三年六月一日歸朝前五月現在ノ分ヲ在清國日本公使館公秘書類目錄ニ記シ此目錄ヲ本省ニ差出置タルニ各該公秘書類ハ余ノ北京出發後間モナク焚カレタレド尚ホ記憶ニ存スルナラントシテノ御詮議ナルベキモ抑モ最初ニ條約締結ノ預備以來三十年間相應ニ糾紛錯雜セル案件アリ遂ニ戰爭シ媾和スル迄ニ至リタル日清交際ノ次第ヲ一人ニテ二年ノ短日月ニ細大捐テズ遺漏ナカラシメ難キヲ以テ茲ニ先ツ要ヲ提シ

### 第一編 發端

#### 第二編 條約締結ノ預備

#### 第三編 修好條規及通商章程ノ締結

#### 第四編 條約改正談判第一回

#### 第五編 碼也西船清民拐帶案

- 第六編 條約互換
- 第七編 臺灣事件
- 第八編 彼我公使館ノ設立
- 第九編 條約補缺及特約擬議談判
- 第十編 第一回朝鮮事件
- 第十一編 琉球事件
- 第十二編 第二回朝鮮事件
- 第十三編 第三回朝鮮事件
- 第十四編 天津會議
- 第十五編 善後商議
- 第十六編 條約改正談判第二回
- 第十七編 長崎事件附其後北洋艦隊ノ一部横濱ニ入港
- 第十八編 難船救助費支辨方法約定
- 第十九編 各國公使ト連合又ハ同意照會復諸案
- 第二十編 第四回朝鮮事件
- 第二十一編 戰爭及媾和

- 第二十二編 善後庶務
- 第二十三編 福建省不割讓不貸與ノ照會復
- 第二十四編 帝室相互ノ御慶弔物品勳章御贈進等
- 第二十五編 海兵ヲシテ在清我公使館ヲ護衛セシム
- 第二十六編 結論ヲ作り各編中ノ細目ハ欄外ニ標註シ且ツ每冊ニ目錄ヲ附シ搜索ニ便ス若シ夫レ小事ニシテ無事ニ辦結シタル案件及ビ在清我各領事ガ該管地方ニ於テ辦理セシ案件ハ其往復電信公信機密信等ノ一切ニ類ヲ分ケ是亦記錄課ニ保存アルニ因リ本書ニハ此等ヲ叙列セザルナリ

明治四十一年十二月前公使館一等書記官中島雄東京外務省ニ識ス(印)

## 例言

- 一本書既ニ表題ヲ日清交際史提要ト命名スル以上ハ體制上清朝ノ政府ヲ設置以來我國ト關繫ノ事ヲ遺スベカラズト思考シ之ヲ發端ニ略記シ以テ明治御一新後ニ於ケルソレノ門ニ爲シタリ
- 一諸條約及ビ其時々ニ發生セシ案件ニ於ケル照會復ハ交際ノ眼目ト爲ルモノナルニ由リ修好條規通商章程ノ如ク世間ニ發行アルモノト雖モ本書中ニ採録シテ讀者ノ參照ニ供ス
- 一臺灣事件ノ如キハ太政官ニ大久保全權辦理大臣使清辦理始末又琉球事件ノ如キハ內務省ニ松田大書記官琉球處分又天津會議ノ如キハ伊藤特派全權大使復命書等ノ如キ印刷書アリ又第四回朝鮮事件又戰爭及媾和ノ如キハ本省又ハ陸海軍専門ノ方面ニ夫々印刷書アリ殊ニ故陸奧伯ノ蹇々錄ハ秘書トシテ世間ニ發行セラレザルモ其抄録トモ思考セラルル三十三年十二月三光社ニ於テ印刷セル日清戰役外交始末ト題スル一書ハ世間ニ發行アルニ由リ本書ニハ各該事件ヲ餘リ多ク記載セズ
- 一條約締結預備ノ當年ヨリ我外務長官ハ澤岩倉副島寺島井上伊藤大隈青木榎本陸奧大臣ノ時ニ至ル此二十五年間李鴻章ハ一人ニテ直隸總督ノ外任ニ在リナガラ日清戰爭及ビ媾和ニテ權威ヲ失墜セシ迄始終實際ハ清國ノ外交事務ヲ掌握シテ在リシ丈ケ李肅毅伯奏議又ハ李文忠公函稿等ノ印刷書中ニ就テハ我國ニ論及スルモノアリテ余ノ目ニ存シタル或ル分ハ之ヲ採録シテ暗中即チ裏面ノ消息ヲ傳フ
- 一本書中ニ採録スル公信機密電信殊ニ我外務省ト各國ノ公使領事及ビ各國人ト往復書翰等ノ翻譯ハ何レモ原本ヲ其儘ニ謄寫シタルニ從ガヒ各該主稿ノ人ヲ殊ニセシ丈ケニ所謂ル假名使モ一定セズ讀者ヨリレヲ諒セ
- 一本書中ニ出テ來ル人ハ最初ノ時又ハ暫ク書中ニ見ヘザル時ハ其官姓名即チ例セバ外務卿澤宣嘉ト書スルモ此餘ハ單ニ姓官即チ例セバ澤外務卿ト書シ一々官姓名ヲ書セズ讀者又コレヲ諒セ

## 目録

## 第一編 發端 (一)

順治帝朝鮮王ニ諭シ我漂民ヲ轉送セシム (一) 露人パイストネフ氏ノ説 (二) 余ノ感慨 (三) 康熙帝我漂民ヲ送歸セシム (四) 長崎奉行高橋氏僚屬ヲ上海ニ派遣ス (四) 同河津氏英官ヲ介シテ書ヲ應道台ニ致ス (四)

## 第二編 條約締結ノ預備 (六)

應道台回答以後ノ往復 (六) 木戸參議ニ出使ノ内命 (六) 柳原外務權大丞等ノ任命 (六) 外務卿輔ノ照會 (七) 長崎縣知事ノ江南道台ニ致ス書 (七) 道台涂宗瀛一行ノ北上ヲ云々 (八) 通商大臣成林一行ノ上京ヲ云々 (八) 外務卿輔ノ照會ヲ成林ニ托シテ總署ニ轉達ス (九) 總署王大臣ノ照復 (九) 大信約セズ (九) 曾國藩總署王大臣ニ解說スルヲ諾ス (一〇) 李鴻章トノ問答 (一〇) 總署王大臣再度ノ照復 (一一) 總署王大臣ガ最初ニ我條約締結ヲ拒絕セシ譯 (一一) 李鴻章ガ締約ヲ贊成セシ譯 (一二) 安徽巡撫英翰ノ奏 (一三) 之ニ對スル上諭 (一三) 日本紙幣ヲ贗造セシ竹溪等ノ一案 (一三) 同上吳吉甫等ノ一案 (一四) 上海ニ於ケル當年ノ形況 (一四) 英公使パークス氏外務卿等トノ會話 (一六) 日本人ハ蝶々ノ如ク (一六) 蜂ノ如ク事面倒トナラバ隱居ス (一七) 寺島外務大輔英公使トノ會話 (一九) 米國公使デロング氏ヨリ在清同國公使ノ來旨ヲ轉達ノ書翰

(二〇) 之ニ對スル我外務卿輔ノ回答 (二一)

## 第三編 修好條規及通商章程ノ締結 (二二)

澤外務卿ニ正使柳原大丞ニ副使ノ内命 (二二) 改メテ伊達大藏卿欽差全權大臣ノ任命 (二二) 同大臣使臣等級ノ豫定ヲ請フ書 (二二) 第二等使臣 (二三) 伊達大臣ヘノ御委任狀 (二三) 柳原大丞ヘ同上 (二三) 御國書 (二四) 李鴻章ハ全權大臣ニ應寶時陳欽ハ幫辦ニ任命 (二五) 李鴻章伊達大臣ト問答 (二五) 外務卿輔ノ照會ヲ李鴻章ニ托シテ總署ニ轉達ス (二六) 李鴻章ニ全權ヲ應寶時陳欽ニ隨同幫辦ヲ命スル上諭 (二六) 李鴻章ノ意志ヲ發表スル第一聲 (二七) 修好條規 (二八) 通商章程 (三三) 總署王大臣トノ往來 (四四) 伊達大臣ヘノ照會 (四五) 李鴻章ノ言 (四五) 歸國辭令 (四六) 同上公信 (四六) 橫濱佛字新聞ノ掲載 (四七) 我外務省ノ辯駁 (四七) 伊達大臣柳原大丞連署卿輔宛内信 (四七) 卿ノ容貌ト辭令ハ日使ヲ懾伏スルニ足ル (五〇) 入清議約概略及和清條約義解ヲ呈ス (五〇)

## 第四編 條約改正談判第一回 (五一)

柳原大丞少辦務使兼任清國ヘ差遣ノ命 (五一) 清國ニハ秘密ヲ守ル事困難ナリ (五一) 清國條約ニ關シ米獨荷蘭公使等ノ來談 (五二) 同上來簡 (五四) 之ニ對スル卿輔ノ回答 (五五) 柳原少辦務使ヘノ訓令要旨 (五六) 應布政使ハ柳原少辦務使今度ノ出使ヲ訝カル (五六) 我外務卿輔ノ照會ニ關シ何ニカ議論アリ (五六) 條約改正ニ關スル李鴻章ノ論旨 (五七) 外務卿輔ノ照會ヲ接受セズ

(五七) 應接ノ義ヲ陳孫兩道ニ委ス(五七) 外務卿輔ノ照會ヲ基礎トシテ陳道台ニ照會ス(五八) 其照復(五八) 陳欽ニ照復ノ謝ヲ述ブ(六〇) 李鴻章ニ同上(六一) 伊達大臣ノ免官ニ悽焉(六一) 免官議約ニ由ルナレバ約ヲ裂キ交ヲ絶タン(六一) 修好條規第十五條ヲ廢棄シ七十三ヲ改正ノ訓令(六二) 其容易ナラザル委細ノ事情ヲ復申(六三) 外務卿ヨリ正院ヘノ伺(六三) 伺ノ通り(六四) 鄭少記ト陳道台ノ往復(六四) 清人ノ取扱ニ關シ大藏省ノ問合(六四) 條約批准迄ハ從前ノ通り(六五) 品川代領事上海ニテ商務ヲ管理スル外務卿輔ノ照會(六五) 南洋通商大臣ノ照復(六五)

## 第五編 碼也西船清民拐帶案(六六)

マリヤルズ横濱ニ入港(六六) 始末ヲ外務卿ニ届出(六六) 清人穆賓ノ投海(六七) 英國代理公使ノ來簡(六七) 米國代理公使ノ同上(六九) 澳門ノ人口船積(七〇) 虐使ノ事久敷世ノ取沙汰ト爲ル(七〇) 外務卿ヨリ神奈川縣權令ヘノ命令(七〇) 訊問(七一) 宣告(七一) 清人ノ願書(七一) 外務卿ヨリ上海在留ノ鄭少記ニ訓令(七二) 委細ヲ沈道台ニ申聞ク(七三) 陳同知ヲ横濱ニ派遣ス(七三) 其帶有スル委任狀(七三) 其到着(七四) 船長ヘレロー氏ノ遁去(七四) 大江權令ヨリ陳同知ニ宛テ清人ヲ引渡ス照會(七四) 謝狀及禮物(七六) 秘魯公使ガルシヤ氏ノ來朝(七六) 本案ノ裁斷ヲ露國皇帝ニ請ハシム(七七) 其仲裁斷案書(七七) 其演釋(七八) 斷案書ト演釋ヲ總署王大臣ニ知照ス(七九)

## 第六編 條約互換(八〇)

由來(八〇) 副島外務卿ヘノ勅旨(八一) 照會及隨員名單ヲ差立(八一) ゼネラル、リゼンドル氏(八一) 特命全權大使及書記官ノ任命(八二) 換約批准ノ論(八二) 生蕃問罪ノ論(八二) 琉球人臺灣ニ於テ殺害ニ逢フ(八二) 外務卿上疏(八三) 其述懷詩(八三) 上海ニ於ケル應酬(八三) 條約ヲ互換(八四) 入京前李鴻章トノ談論(八四) 孫士達ヲ招テ總署ノ議ヲ探問ス(八六) 在北京各國公使ト往來(八七) 謁見式ニ關スル事情(八八) 大使自作ノ說帖ヲ示ス(八八) 各國ノ禮節ニ依テト纏マル(八九) 副島大使ヲ頭班ニテト治定(八九) 御國書(九〇) 陳詞(九〇) 勅答語(九一) 露公使館ノ饌宴ニ各國公使ハ副島大使ノ成功ヲ賀ス(九一) 井田總領事等ノ任命ヲ通知ノ照會(九二) 御復書(九二) 似李中堂詩(九三) 出京後李鴻章トノ談論(九三) 忠勤亮特(九六) 米國公使ノ來簡(九六) 副島氏ニ大光彩ノ時(九六) 臺灣生蕃ガ我人民ヲ屠殺シタル事ハ何如(九六) 正院ノ下問ニ對スル概略書(九七)

## 第七編 臺灣事件(一〇四)

獨相ビスマーク氏臺灣ニ注意ス(一〇四) 大山鹿兒島縣參事ノ臺灣征討ヲ請求上申(一〇四) 小田縣民臺灣ニ漂着シテ艱苦ニ遭遇(一〇五) 米國公使トノ應接(一〇五) 臺灣ハ浮キモノニテ取ル者ノ所有ト成ル(一〇六) 我見込三等アリ(一〇九) リゼンドルトノ應接(一一〇) 高砂島(一一一)

又應接(一一七)臺灣ハ詰リ他國ノモノト思ヒ居ル様子(一一八)日本ニテ御取り成サレ(一一八)請負兵隊(一一八)二千ノ兵臺灣ヲ取ル容易ナリ(一一九)四十萬餘ノ武士事アラハ喜テ出兵(一二九)リゼンドル氏ノ報告書スミス氏ノ覺書(一二〇)清國ト交渉ニ關シ東京ノ理想カ北京ニ行ナハレサル十中ノ八九(一二二)大久保及大隈兩參議ノ臺灣蕃地處分要略(一二三)西郷都督ヘノ勅書(一二五)同特論(一二五)谷、赤松兩參軍ヘノ勅書(一二七)太政大臣ヨリリゼンドル氏ヘノ達書(一二八)米國海軍士官ヲ雇入ル(一二八)各國公使ノ注意(一二八)露國代理公使ヨリ管下ヘノ布告(一二八)橫濱ヘラルドノ論說(一二八)米國公使ビンハム氏等ノ異議ニテ事體重大(一二三)大久保内務卿ノ書狀(一二三)別紙即決書(一二三)西郷都督ヨリノ書面(一二三)柳原公使及書記官生ノ任命(一二五)同公使ヘノ内勅(一二五)副島大使カ臺灣生蕃ノ事ヲ詢ハシメシ以後清政府ノ事情(一二六)我國ハ清人ノ意想ニ反シ臺灣ノ生蕃ニ從事ス(一二七)李鴻章ハ尤モ感情ヲ害ス(一二九)太政大臣ヨリ陸海軍兩卿ヘノ内達演說書(一三九)清行覺書(一三九)在清談判要件(一四一)總署王大臣柳原公使ニ臺灣生蕃ノ事ヲ論ス(一四二)大久保全權辦理大臣ノ任命(一四三)御委任狀(一四三)勅旨(一四三)大久保辦理大臣總署大臣ニ臺灣生蕃ノ事ヲ論ス(一四四)英國公使ウエード氏ノ仲裁(一四六)會議條款(一四七)會議憑單(一四八)大久保大臣諸氏ヲ招集シテ口演(一四八)流石ニ大臣ノ器度(一四九)大久保大臣西郷都督柳原公使等ノ歸朝(一四九)リゼンドル氏ヘノ委任狀(一五〇)其奉使主意書(一五〇)其厦門着(一五一)召捕(一

五一)解禁(一五一)北行(一五一)中外ノ見聞ニテ煽動者トセラル(一五一)

#### 第八編 彼我公使館ノ設立(一五二)

李鴻章柳原大丞トノ問答(一五二)總署ニ宛テ本國交渉事務ヲ露公使ニ託ス照會(一五二)ウランガリー氏ノ返詞(一五三)在北京我公使館(一五四)其移轉(一五四)我遣清使臣表(一五四)大員ヲ派シ日本ニ駐劄セシメラレタシト請フ・在東京彼公使館(一五七)彼遣日本使臣表(一五八)

#### 第九編 條約補缺及特約擬議談判(一六一)

日清條約ハ彼ノ原本ヲ用イシ始末(一六一)司法大藏兩省ヨリ問合(一六二)鄭臨時代理公使宛訓令(一六二)其別紙(一六三)談判ノ難易(一六八)治外法權(一六九)條約ノ補缺ノ義ニ關シ照會復(一七〇)森公使ヨリ總署ヘ照會(一七〇)該王大臣ヨリノ照復(一七一)訓令ノ詞訟刑罪一段ニ對シ無遺漏結末ト云フヲ得ルヤ(一七二)條約補缺ニ關シ治定シタル照復摘要(一七二)獨產物輸出入無稅トノ說森公使ヨリノ建言(一七五)寺島外務卿ノ回答(一七六)其太政大臣ヘノ上申(一七六)森公使ヨリ特約ノ義ニ關スル照會(一七八)兩國特約ノ底稿(一七八)總署王大臣ヨリノ照復(一八四)森公使ヨリ寺島外務卿ヘノ上申(一八四)日本ノ提出ハ兎角不調ト爲ル次第(一八四)

#### 第十編 第一回朝鮮事件(一八六)

朝鮮ハ日清兩國カ議論ヲ生スル種ヲ蒔キタリ(一八六)其我國ニ對スル御一新當時ヨリノ模様略

説(一八六) 江華島ノ戍兵我雲揚艦ヲ砲撃ス(一八七) 森公使ヘノ訓條(一八七) 森公使着任ノ翌日英公使來訪(一八九) 我節略(一八九) 總署大臣トノ應接(一九一) 露公使來訪(一九七) 兩大臣及外務卿宛上申(一九七) 彼節略(一九九) 總署王大臣ヘノ照會(二〇〇) 外務卿宛上申(二〇〇) 總署及當方ノ照復(二〇二) 森公使ノ保定府行(二〇二) 李鴻章トノ應接(二〇三) 總署及當方ノ照復(二一七) 清國ノ佛米兩國ニ對シ面倒ヲ避ケシ口實(二二〇) 其臺灣ノ事ニ懲リ我國ニ對スル申分(二二〇) 奇異ナル事例ハ永遠ニ繼續スル尠シ(二二〇)

## 第十一編 琉球事件(二二二)

我國南門ノ鎖鑰(二二三) 鹿兒島藩ノ琉球一條取調書(二二三) 井上大藏大輔ヨリ其版籍ヲ収メシムル建議(二二三) 正院ノ下問(二二四) 左院ノ答議(二二五) 琉球藩王ニ封シ華族ニ列セララル(二二七) 其在京官吏ヨリ各國公使ニ致ス書(二二七) 琉球一案ニ關シ日清兩國違言ノ始(二二九) 琉球藩ヲ廢シ沖繩縣ヲ置ク(二三〇) 宍戸公使ノ着任(二三〇) 總署ヨリノ照會(二三〇) 恭親王來館(二三一) 外務卿ヨリノ返詞(二三二) 總署ヨリ再度ノ照會(二三七) 外務卿ヨリ再度ノ返詞(二三九) 米國前大統領グラント氏清國及日本ニ至ル(二四二) 其恭親王及李鴻章ヘノ書狀(二四二) 總署王大臣ト我外務卿ノ照會復(二四四) 我政府ガ本案ニ關シ對清談判ノ方法決定(二四五) 竹添書記官ヲシテ李鴻章ノ意見ヲ窺ハシム(二四五) 清露紛議ノ由來(二四六) 李鴻章ハ本案ニ關シ我方法ヲ決絶セザル内情(二四七) 宍戸公使ヘノ御委任狀(二四七) 本案辦理ノ節略(二四八)

球案條約稿等都合四通ノ議定(二五一) 有人有我ノ隱語(二五一) 陳寶琛ノ上奏(二五二) 惇親王ノ酌議及張之洞ノ上奏(二五六) 順番ハ李鴻章ノ許ニ廻リ來レリ(二五七) 彼ガ親露主義ノ發端(二五七) 南北洋大臣等ニ具奏ヲ命ズル上諭(二五七) 之ヲ照會ニ認メ來ル(二五八) 外務卿ヨリノ電訓(二五八) 我ハ静位ニ立チ彼ヲシテ動位ニ居ラシム(二五九) 各國公使ニ送ラシメタル其趣意書(二五九) 南洋大臣復奏ノ旨意(二六三) 北洋大臣復奏ノ推測(二六三) 清露紛議ノ落着(二六三) 竹添領事ガ李鴻章トノ談話(二六四) 黎公使ノ井上外務卿ト往復(二六八) 總署王大臣ノ鹽田公使ト往復(二六九) 臺灣スラ日本ニ歸ス況ンヤ琉球オヤ(二六九)

## 第十二編 第二回朝鮮事件(二七〇)

我國ト朝鮮ノ修好條規第一及二款(二七〇) 壬午ノ變亂(二七二) 李鴻章ヨリ李裕元ニ致ス書略(二七二) 總署王大臣ヨリノ照會(二七二) 田邊臨時代理公使ヨリノ照復(二七三) 其照會(二七三) 總署王大臣ヨリノ照復(二七四) 清廷ハ從來ノ態度ヲ一變シテ活潑ノ姿勢ヲ取ル(二七四) 李鴻章ニハ豫想外ノ出來(二七五) 給事中鄧承修ノ奏(二七五) 李鴻章及張樹聲ノ復奏(二七六) 侍讀張佩綸ノ奏(二八二) 李鴻章ノ復奏(二八二) 軍實益々蒐マレバ威聲自ツカラ播カン(二八五) 大院君ニ關スル上諭ヲ照録セル總署ノ照會(二八五) 朝鮮ガ清國ノ屬邦タルノ實ヲ天下ニ表白ス(二八七) 田邊臨時代理公使ヨリノ照復(二八七) 榎本公使ノ着任(二八七)

## 第十三編 第三回朝鮮事件(二八八)

李鴻章ハ朝鮮ヲシテ各國ト通商シテ日本ヲ牽制セシメントセシ發意(二八八)中國屬邦ノ言ヲ條約面ニ掲載セシメントシタルニ不如意(二八八)清國ガ朝鮮ト水陸貿易及邊民交易章程ノ掲載(二八八)終ニ名實共ニ朝鮮ヲ中國ノ屬邦トセントス(二八九)自己ノ朝鮮ニ對スル政略ヲ執行セシムル底意(二八九)甲申ノ變亂(二九一)總署大臣ノ來話(二九一)榎本公使ノ往談(二九四)總署大臣ノ來話(二九四)不容易ノ電報(二九四)榎本公使ヨリノ照會(二九六)總署王大臣ヨリノ照復(二九七)榎本公使ヨリ折還照復(二九七)吳續兩氏ニ妥速了結ノ上諭照會(二九八)竹添公使ノ吳大澂ト筆談(二九九)井上大使ノ吳大澂ト筆談(二九九)榎本公使ノ往談(三〇一)吳大澂ヨリ事由取調報告書(三〇五)朝鮮國王ヨリ李鴻章ヘノ書略(三〇七)井上大使ガ吳大澂ニ會商セザル次第ノ電報(三〇八)榎本公使ノ往談(三〇九)清政府ヨリ吳續ヲ派シテ調査ノ外ニ聞ク所ナシ(三一二)袁世凱ヨリ李鴻章ニ宛テタル書函(三一二)清佛戰爭ノ由來(三一三)鄧承修張佩綸(三一五)李鴻章(三一五)罪ヲ亂徒ニ歸シ葛藤ヲ免カレントス(三一五)

## 第十四編 天津會議(三一七)

日清兩國ノ間ニハ何等ノ事ナシト澄シ居ラルベキ秋ニ非ズ(三一七)伊藤大使ノ任命(三一七)其御委任狀(三一七)御國書(三一八)訓令(三一八)榎本公使ヘノ同上(三二一)總署トノ照會復(三二一)榎本公使ノ往談(三二二)總署トノ照會復(三二四)伊藤大使ノ外務卿ト往復電報(三二五)西郷參議ノ同道着到(三二六)英國公使パークス氏(三二六)其意見(三二六)其逝去(三二七)

伊藤大使カ謁見ヲ請フ照會(三二八)榎本公使ノ往談(三二八)謁見ヲ請フニ對スル照復(三二九)大使公使ノ總署ニ前往(三三〇)大使ノ說帖(三三三)李氏ノ全權ヲ證明スル照會(三三六)慶郡王等ノ來館(三三六)英國代理公使ノ周旋(三三六)慶郡王等再度ノ來館・大使ノ出發(三三七)朝鮮事件ニ關スル上諭(三三七)天津會議(三三九)榎本公使ト李鴻章ノ會談(三三九)大使及公使ノ外務卿ト往復電報(三四五)專條(三四七)照會(三四七)兩國訂約ノ大意ヲ在京城ノ我代理公使等ニ告ケシム(三四八)大使ノ歸朝公使ノ歸任(三四八)專條御批准(三四八)右ニ關シ榎本公使ト總署ノ照會復(三四九)在韓我兵歸國ノ通知ニ關シ同上(三四九)朝鮮ノ善後策ニ關シ榎本公使ノ建言(三四九)獨逸公使及英國代理公使ノ說(三五〇)

## 第十五編 善後商議(三五二)

英艦巨文島ヲ占據ス(三五二)朝鮮國王密使ヲ浦鹽斯德ニ派ス(三五二)井上外務卿ト徐公使ノ應接(三五二)榎本公使ヘ訓令(三五六)榎本公使ト李鴻章ノ對話(三六一)露韓ノ密約(三六四)榎本公使ト李鴻章ノ對話(三七三)井上外務卿ノ立案八條(三八〇)後ニ其第三ヶ條中ニ不同意(三八二)外務卿ノ機密信(三八三)我國ハ朝鮮ヲ放任シ自然ノ成行ヲ傍觀ス(三八六)清國ハ名實共ニ朝鮮ヲ中國ノ屬邦トセントス(三八六)袁世凱ヲシテ陳樹棠ニ代ラシム(三八六)

## 第十六編 條約改正談判第二回(三八八)

日清修好條規及通商章程ハ當時ノ我當路ニ喜コバレズ(三八八)之ヲ互換後十年ノ滿期(三八八)

榎本公使ヨリ總署へノ申入(三八八) 井上外務卿ヨリ黎公使へノ照會(三八九) 鹽田公使ノ任命(三九〇) 御委任狀(三九〇) 内訓(三九〇) 鹽田公使ト李鴻章ノ對話(三九三) 鹽田公使ノ着任(三九七) 條約改正ノ談判(三九七) 總署ハ日清條約改正談判ニ從事スルニ同意ス(三九八) 外務大臣ノ機密信(三九九) 徐公使ト井上外務大臣ノ談話(四〇〇) 鹽田公使ト總署王大臣ノ照會復(四〇七) 改訂條約底稿(四一一) 長崎事件(四二二) 其結局(四二二) 井上外務大臣ヨリノ機密信(四二二) 總署ヨリ我改訂條約底稿ヲ刪潤シテ差越ス(四二四) 之ヲ携へ鹽田公使歸朝(四二四) 伊藤外務大臣ノ内訓(四二四) 鹽田公使ノ歸任(四二七) 大隈外務大臣ノ訓示(四二八) 鹽田公使ノ機密信(四三〇) 大隈外務大臣ノ訓示(四三六) 專條ニ關スル函啓(四三九) 同上總署王大臣ノ啓復(四四一) 談判中止ニ關スル鹽田公使ノ照會(四四二) 同上總署王大臣ノ照復(四四三) 上奏文(四四三) 此ノ如クニシテ條約改正談判ハ中止ト爲ル(四四五)

第十七編 長崎事件 附其後北洋艦隊ノ一部横濱ニ入港(四四六)

日清締約ノ當初ニ李鴻章ノ心算(四四六) 爾後ノ事情ハ大イニ彼ノ心算ニ相違ス(四四六) 臺灣等何レモ彼ノ日本ニ對スル不平事件ニアラザルナン(四四七) 中國ノ海軍ハ日本ニ觀シ之ヲ懾伏セシムベシ(四四八) 定遠艦等ノ長崎ニ入港(四四八) 八月十三日ノ騒動(四四八) 八月十五日ノ騒動(四四八) 徐公使ヨリノ照會(四五〇) 井上外務大臣ノ照復(四五二) 李鴻章ト波多野領事ノ對話(四五二) 總署王大臣ヨリノ照會(四五七) 鹽田公使ノ照會(四五九) 日下長崎縣知事ノ陳述

(四六三) 兩國ノ長崎委員會(四六三) 其解散(四六四) 李鴻章ノ憤怒(四六四) 今度コソハ日本ヲ一撃セン(四六四) 曾紀澤(四六四) 其中國先睡後醒論(四六四) 徐公使ヨリ内々聞合ヲ獨逸公使ニ依頼(四六五) 英公使ノ言(四六五) 獨逸公使ノ周旋(四六六) ブラント氏ヲシテ曾紀澤ニ説カシム(四六七) 條約(四六七) 彼ノ撫卹銀(四六八) 此ノ同上(四六八) 了結後ノ李鴻章(四六八) 北洋艦隊ノ一部横濱ニ入港(四六九) 此諸艦其後ノ運命(四七〇)

第十八編 難船救助費支辨方法約定(四七一)

石川及ビ秋田縣此外三井ニテノ救助費(四七一) 一定ノ支辨方法ナシ(四七一) 清國ニテ救助セラレシ沖繩縣人(四七二) 恒春ニテ救助セラレシ我商民(四七二) 膠州ニテノ同上(四七二) 臺灣ニテノ同上(四七二) 防城及北海ニテノ同上(四七二) 難民救助費支辨方法ニ關シテハ兩國ニ一定ノ明文ナシ(四七三) 大隈外務大臣ノ訓令(四七三) 大鳥公使ノ着任(四七四) 其本件ニ關シ總署トノ引合(四七四) 大鳥公使ヨリ約定治定ノ照會(四七五) 總署王大臣ヨリ同上照復(四七六) 上奏文(四七六) 内閣書記官ノ意見書(四七七) 青本外務大臣ノ同上(四七八)

第十九編 各國公使ト連合又ハ同意照會復諸案(四八一)

總署ノ最初(四八一) 責ヲ逃レントシテ推諉(四八一) 聯銜照會ニ及バズトノ照會(四八一) 矢張り之ヲ用フベシトノ聯銜照會(四八二) 榎本公使ハ各國公使館ト聯絡ヲ通セント欲ス(四八二) 洋商船隻完納鈔課(四八三) 輕木板課稅(四八五) 上海居留地ニ入ル清兵ノ取締(四八六) 廣州ノ

洋務局(四八七) 吳淞ノ浚治及ビ廣東省河ノ攔阻ヲ撤去ノ請求(四八九) 長江通商續訂章程第五條ノ改正方請求(四九一) 土貨三聯報單返納期限(四九二) 青木外務大臣ヨリノ機密信(四九四) 其各領事ヘノ内訓(四九五) 臺灣ノ厘金税及ビ樟腦專賣ニ對スル抗議(四九六) 長江沿岸及ビ各處ニ於ケル教匪ノ諸案(五〇〇) 總署大臣ガ諾シタル二件(五〇一) 大島公使ノ發電(五〇二) 榎本外務大臣ノ回電(五〇三) 荒川領事ノ李鴻章ト對話(五〇三) 上海ニ於テ棉織機械ノ輸入禁止(五〇四) 總署ノ制定セシ外國商人ガ機械輸入ノ章程(五〇六) 宋埠ニ於テ瑞典傳道師ノ被害(五〇七) 橋口臨時代理公使ヨリノ機密信(五〇八) 護照ヲ携帶ノ游歴人着發届(五〇八)

## 第二十編 第四回朝鮮事件(五一〇)

撤兵以後朝鮮ニ於ケル日清勢力ノ隆替(五一〇) 東學黨ノ亂(五一〇) 汪公使ヨリ出師ノ照會(五一〇) 陸奧外務大臣ヨリ同上ノ照復(五一二) 小村臨時代理公使ヨリ出師ノ照會(五一二) 李鴻章ガ荒川領事ニ言明セシ掛念ト希望(五一二) 其掛念ガ實ト爲リ希望ガ虛ト爲ル是非モナシ(五一四) 總署王大臣ヨリ出師ノ照復及屬邦云々ノ言(五一四) 同上ヨリ其出師ノ照會(五一四) 屬國論ノ起伏(五一五) 小村臨時代理公使ヨリ屬邦云々ノ照復(五一六) 同上ヨリ其出師ノ照復(五一七) 兩國ヨリ共同委員ヲ朝鮮ニ常置スベシトノ議(五一七) 陸奧外務大臣ト汪公使ノ對話(五一九) 陸奧外務大臣ヨリノ照會(五二五) 荒川領事ト李鴻章ノ對話(五二五) 小村臨時代理公使ヨリノ回電(五二七) 其總署王大臣ニ差出ノ説帖(五二八) 其總署大臣トノ對話(五二八) 汪公使ヨリノ照會

(五三四) 清政府ノ答復トハ其實李鴻章ノ答復タルニ外ナラズ(五三四) 陸奧外務大臣ヨリノ照會(五三五) 李鴻章ハ日本兵撤回ノ斡旋ヲ露公使ニ囑ス(五三七) 李氏ハ十三年後モ露ト日本ハ強弱相ヒ距ル百倍ト觀ル(五三七) 青木公使ヨリノ電報(五三七) 小村臨時代理公使ヨリノ同上(五三八) 總署王大臣トノ對話(五三八) 其總署王大臣ヘノ照會(五四五) 此照會ハ總署王大臣ヲ怒ラシメタリ(五四六) 英公使ノ調停ニ於ケル勉メタリト謂フベシ(五四六) 李鴻章ハ日本ノ提案提出ハ餘計ノ世話ト思考シタラン(五四七) 其驕慢ノ痼疾(五四七) 威嚇ヲ以テ事ヲ了ラントス(五四七) 軍機處ノ會議ニテ李氏ハ三事ヲ非難セラル(五四八)

## 第二十一編 戰爭及媾和(五四九)

豊島海上ノ戰(五四九) 成歡ノ激戰及牙山本據ノ陥落(五五〇) 汪公使ヨリ公使館撤回ノ照會(五五一) 陸奧外務大臣ヨリノ照復(五五二) 總署王大臣ヨリ修好條約廢棄ノ照會(五五二) 小村臨時代理公使ヨリノ照復(五五二) 我宣戰詔勅ノ公布(五五二) 彼宣戰詔勅ノ公布(五五四) 不實ノ奏報ヲ其儘ニ信シテ之ヲ公布ス(五五五) 壅蔽ノ此ニ至ル敗レザルヲ欲スルモ得ンヤ(五五五) 我陸海軍連戰連捷(五五五) 李鴻章ガ英露公使トノ對話ニ纏マリタル言モナシ(五五五) 其恭親王ヘノ呈書(五五六) デトリング氏日本ニ出使(五五七) 其携帶ノ照會(五五七) 其何ノ爲ス所モナク歸去(五五八) 廣島談判ノ發端(五五八) 彼國書(五五九) 之ヲ返戻ス(五五九) 彼詔勅(五五九) 我覺書(五六〇) 彼回答公文(五六一) 伊藤全權ノ演説(五六一) 談判ノ停止ヲ宣言スル我覺書(五六

四) 伍廷芳ニ告グル伊藤全權ノ言(五六四) 張邵ノ兩全權出發歸國(五六六) 下ノ關談判ノ發端(五六六) 李全權休戰ヲ請求ス(五六六) 休戰ノ我條件(五六七) 休戰請求ノ撤回(五六七) 李全權ノ遭難(五六七) 當局者ノ頭腦中第一ニ響キタルコトナルベシ(五六八) 詔勅(五六八) 國民ノ同情(五六九) 休戰條約(五七二) 李經方ノ全權委員任命(五七三) 豊島成歡牙山ノ戰後我軍ノ事實略記(五七三) 李全權ノ電報(五七四) 總署王大臣ノ復電(五七四) 媾和條約(五七五) 議定書(五八一) 別約(五八一) 追加休戰定約(五八二) 李全權一行ノ出發歸國(五八三) 舉人等ノ上書(五八三) 張之洞ノ電奏(五八三) 和約ノ定議ニ關スル清國ノ上諭(五八四) 伊藤陸奧兩全權ニ賜ハリタル勅語(五八五) 平和恢復ノ詔勅(五八五) 批准交換(五八六)

## 第二十二編 善後庶務(五八七)

林公使ノ任命(五八七) 御信任狀(五八七) 訓令(五八七) 林公使ノ出發及沿途(五九〇) 謁見場等ヲ報スル公信(五九〇) 儀式書(五九一) 威海衛ヲ一時占領ノ事(五九二) 臺灣省受渡ノ公文(五九五) 其別冊目錄(五九五) 該省受渡前ノ措置並ニ亂兵ヲ處分方ノ問合(五九五) 臺灣ト福州間ノ海底電線商議決定(五九八) 電線受渡條約(六〇四) 島夷字樣詰問ノ往復(六〇六) 俘虜受渡及其運搬等費ノ還付(六〇七) 和約第九條ノ二項履行方問合(六〇八) 劉公島ノ鐵造棧橋ヲ留メテ毀タズ(六〇九) 露國公使口述ノ覺書(六一二) 露獨佛三國ノ聯合干涉(六一二) 我政府ヨリノ申込(六一二) 林公使ヨリノ照會(六一二) 總署王大臣ヨリノ照復(六一三) 奉天半島還付ニ關スル條約(六一三)

一三) 議定書(六一五) 條約締結ニ關シ林公使ヨリノ照會(六一五) 總署王大臣ヨリノ同上(六一五) 日清通商航海條約(六一六) 之ニ附帶スル諸往復(六二七) 條約批准及互換(六二七) 懸案ヲ治定セシ議定書(六二七) 之ニ附帶スル諸往復(六二八) 償金ノ皆濟(六二八) 威海衛占領軍隊ノ撤回(六二九)

## 第二十三編 福建省不割讓不貸與ノ照會復(六三一)

獨逸ハ東洋ニ一領土ヲ攫取セントス・チアイナガゼット新聞ノ掲載(六三二) 獨逸宣教師虐殺セラル(六三二) 各國ハ獨逸ノ膠州灣占領ニ故障ヲ主張セズ(六三二) ビュロー氏ノ演說(六三三) 獨逸ガ膠州灣租借ノ約(六三四) 獨露兩帝ノ打合ハセ(六三四) 李鴻章ノ迂(六三五) 露公使ノ言(六三五) 西大臣ノ答(六三六) 矢野公使ノ電報(六三六) 露國ガ旅順口及大連灣ヲ租借ノ約(六三六) 露公使ノ通知(六三六) 在上海英人ノ配慮(六三七) 倫敦英人ノ激昂(六三七) タイムス新聞ノ掲載(六三八) 加藤公使ノ上申(六三八) 露公使ト西大臣ノ言(六三八) 英國ノ租借及不割讓與地方ノ約(六三九) 佛國ノ同上(六三九) 伊太利モ亦三門灣ノ租借ヲ要求シテ拒絶セラル(六三九) 福建省不割讓不貸與ノ照會(六三九) 同上照復(六四〇) 該省ニ於ケル鐵道ノ事(六四〇)

## 第二十四編 帝室相互ノ御慶弔物品勲章御贈進等(六四二)

伊達大臣持參ノ御贈品(六四二) 副島大使ノ同上(六四二) 同治帝ノ崩殂光緒帝ノ即位ニ對セラルル御弔慶(六四三) 嘉順皇后ノ崩逝(六四四) 慈安皇太后ノ崩逝(六四四) 德大寺宮内卿ノ書面

(六四四) 總署總辦吳廷芬ノ函啓(六四四) 清帝ノ大婚及皇太后ノ歸政(六四五) 大隈大臣ノ訓令(六四五) 鹽田公使ノ復申(六四五) 我皇上ヨリノ御祝電(六四七) 清帝ノ御謝電(六四七) 醇親王ノ薨去(六四七) 我皇上ヨリノ御弔詞(六四八) 清帝ノ御謝辭(六四八) 我皇上皇后御結婚滿二十五年祝典(六四八) 清帝ノ御祝書(六四九) 我皇上ヨリノ御返翰(六四九) 清國皇太后ノ還曆慶典(六五〇) 外務大臣ヨリ宮内大臣ヘノ通知(六五〇) 戰爭ニ因リ御國書又ハ物品ノ御寄贈ナシ(六五〇) 醇親王妃ノ薨去(六五〇) 我皇上ヨリノ御弔詞(六五一) 總署大臣及清國公使等ノ來謝(六五一) 我宮城岩手青森ノ海嘯(六五一) 清帝ノ御慰問(六五一) 我皇上ヨリ御謝詞(六五一) 英照皇太后ノ崩御(六五二) 清帝ノ御弔電(六五二) 我皇上ヨリノ御親翰(六五二) 清帝ノ御返翰(六五三) 宮中喪ノ義ニ關シ内田臨時代理公使ノ復申(六五四) 清帝ヨリ我皇上及皇后ニ勲章御贈進(六五四) 我皇上皇后ヨリ清帝及其皇太后ニ勲章御贈進(六五四) 御親翰(六五五) 劉學詢及慶寬ノ謁見(六五五) 小田切總領事代理ノ機密信(六五五) 劉及慶氏ヘノ上諭大略(六六一) 清帝ノ御親翰(六六二) 暗號電信書劉慶兩氏ノ奏聞(六六三) 勅語(六六三) 清帝及皇太后ヨリノ御贈品(六六三) 御返電(六六三) 御返翰(六六四) 清帝及其皇太后ニ御贈品(六六四) 清帝ノ御謝電(六六四) 矢野公使ノ電報(六六五)

第二十五編 海兵ヲシテ在清我公使館ヲ護衛セシム(六六七)

清國ノ政變(六六七) 林臨時代理公使ノ機密信(六六七) 矢野公使ノ同上(六七〇) 青木外務大臣ノ回訓(六七〇) 董福祥ノ部兵南苑ニ屯駐ス(六七二) 其薊州ニ移赴(六七二) 各國公使ノ護衛兵撤回(六七二) 義和拳ノ騷亂起ル(六七二)

第二十六編 結論(六七三)

(目録 終)